

さ情審査答申第248号
令和5年9月26日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

令和5年4月12日付けで貴職から受けた、「さいたま市立病院神経内科入院（特定期間）の診療録が、令和3年7月8日に同院から開示された。その診療録全225枚のうち34、116、117、118、130頁の更新履歴。入力・出力日時ともに明確なもの。リハビリ開始日に関するもの。（以下「本件対象個人情報」という。）」の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和5年1月31日付け保病経情第1922号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象個人情報の全部を開示するよう求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書によるとおむね以下のとおりである。

(1) 「開示請求内容の個人情報が実施機関に存在しないため」と開示しない理由にあるが、該当する診療録全5枚は、いわゆる電子カルテのため更新履歴が存在しないはずがない。ゆえに、資料開示（プリントアウト）は容易である。

仮に、当該5枚の更新前の記録が削除されていたとしても、サーバーやハードディスクがある限り復元は可能で、「リハビリ開始日に関するもの」の資料開示（プリントアウト）も容易である。

実施機関が不開示とした当該文書の内容は、「更新履歴の開示」に関しては虚偽といわざるを得ない。

(2) 「特定期間については紙媒体で管理しており、」とあるが、そうとはいえない理由を述べる。

ア さいたま市立病院は巨大病院であり、情報処理は「紙媒体で管理して」いたのではなく、サーバーを介して管理されていたと考えられるから。

イ 神経内科のパソコンが、個人所有のノートパソコンのようにそれだけで完結したとは考えられず、会計・放射線・薬剤部等にサーバーを介して管理され繋がっていたと考えられるから。

ウ 130・131頁は一般用経過表(123～159頁)の内の二枚である。

出力日時は自動入力と推察でき、他はキーボードから十数名が各人入力しており、「紙媒体で管理して」いたとはいえないから。

エ 「紙媒体で管理して」いた形跡が、すくなくとも34・116・130・131頁には見当たらないから。

(3) 「当時文書を作成した端末のハードディスクなどは電子カルテ導入時に破棄しており、存在しないため」とあるが、仮に「ハードディスクなどは破棄して」いたとしても、これまでの情報(データ)はサーバーに残っている。サーバーをも入れ替えたならそれまでの情報も継続されて、その入れ替えの形跡まで残るはずである。対象文書の情報は存在しており、それらの開示は容易である。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

1 本件処分内容及び理由

令和3年7月8日にさいたま市立病院から当市訴訟代理人経由でさいたま地方裁判所へ提出した診療録225枚の内34、116、117、118、130頁の更新履歴について、該当頁を確認したところ、追記(更新履歴)がなかったことから、不開示としたものである。

2 審査請求人の「電子カルテのため更新履歴が存在しないはずがない」ことへの主張について

審査請求人は、入院の診療録について、電子カルテのため更新履歴が存在しないはずがないと主張しているが、さいたま市立病院は平成25年から電子カルテを導入しており、対象者の入院期間である特定期間については、紙媒体で管理しており、当時文書を作成した端末のハードディスクなどは

電子カルテ導入時に破棄しており存在しないため、不開示としたものである。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象個人情報、審査請求人が令和5年1月17日に開示請求を行った「さいたま市立病院神経内科入院（特定期間）の診療録が、令和3年7月8日に同院から開示された。その診療録全225枚のうちの34、116、117、118、130頁の更新履歴。入力・出力日時ともに明確なもの。リハビリ開始日に関するもの。」である。

実施機関は、開示請求内容の個人情報が実施機関に存在しないためとして、不開示決定を行った。

審査請求人は本件処分を取り消し、本件対象個人情報の全部を開示するよう求めるとして審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

- (1) 実施機関の説明によれば、本件対象個人情報の対象者の入院期間は特定期間であり、一方、さいたま市立病院が電子カルテを導入したのは平成25年からであることから、対象者の入院期間は紙媒体で管理していたため、電子カルテは存在しておらず、電子カルテの更新履歴もないとのことである。

この点、審査請求人は、さいたま市立病院が「紙媒体で管理していたとはいえない」理由として、対象者の診療録中、特に34・116・130・131頁をあげている。

34頁は、リハビリテーション科の様式で、入力システムに必要事項を入力後に印刷し、紙媒体で保管し、必要に応じて手書きしていたとのことである。34頁右上の出力日は、リハビリテーション依頼日と一致しており、実施機関の説明に不合理な点はない。また、116頁も同様に、病院独自の書式であり、入力システム上で必要事項を入力後に印刷し、紙媒体でカルテに綴り、必要があれば手書きで追記するが、必要がなければ追記はないという実施機関の説明に不合理な点はない。130・131頁の一般用経過表は、当時使用されていたオーダーリングシステムで、オーダーのあった内容や実施した内容、患者を観察した様子等を複数人の看護師等がそれぞれシステム上で入力し、入力後に印刷して紙媒体で保管しており、右上の出力日時は、入力が終わった後の印刷時を示すものと言え、実施機関の説明に不合理な点はない。その他、審査請求人の本件対象個人情報が電子カルテであったはずであり、その更新履歴があるはずだとの主張を裏付けるような事情は見当たらない。

(2) また、対象者の入院ときに文書を作成した端末のハードディスクなどについて、実施機関は、平成25年の電子カルテ導入時に破棄しており、存在しないと説明している。この実施機関の説明に不合理な点はないが、審査請求人は、さらに「ハードディスクなどは破棄して」いたとしても、これまでの情報はサーバーに残っているはずであり、サーバーを入れ替えたならそれまでの情報も継続されて、その入れ替えの形跡まで残るはずであるから、対象文書の情報は存在していると主張している。

この点、34頁及び116頁は、先に述べたとおり、システムに入力後、紙に出力し、紙を原本として紙媒体で保管するため、作成したデータの元のデータというものは残していない。117頁及び118頁は、もともと紙をコピーして利用していたものであり、そもそもデータというものがない。これに対し、130頁及び131頁については、オーダリングシステムの一部であるため、電子カルテ移行後もデータは移行されているが、その内容は変わらない。紙媒体で管理していた当時、オーダリングシステムに入力後、紙に出力し、紙媒体で保管していたものと全く同じであり、更新履歴というものはない。これら実施機関の説明は、審査請求人が添付した資料の説明として、何ら不合理な点は認められない。

(3) したがって、本件対象個人情報、実施機関に存在しないとして、不開示とした本件処分は妥当である。

3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 5年 4月13日	諮問の受理（諮問第585号）
②	令和 5年 6月15日	審議
③	令和 5年 7月13日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 5年 9月21日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
会長	池上純一	大学名誉教授
委員	伊藤一枝	弁護士
会長職務代理者	柴田雅幸	行政経験者
委員	塚田小百合	弁護士
委員	水口匠	弁護士

(五十音順)